

農村地域防災減災事業の実施に当たり、耐震性点検として実施すべき内容を明確にし、その内容を周知するなどして、耐震性点検が事業の目的に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

耐震性点検を実施していない橋りょう等に係る業務委託契約に対する国庫補助金相当額(支出)

4億5230万円

1 耐震性点検の概要等

(1) 耐震性点検の概要

農林水産省は、農地防災事業等補助金交付要綱(交付要綱)等に基づき、地震等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るために、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進することを目的として、都道府県、市町村等(事業主体)が実施する農村地域防災減災事業(防災減災事業)等に対して、国庫補助金を交付している。

農村地域防災減災事業実施要綱(実施要綱)等によれば、防災減災事業の事業内容は、地域の防災・減災対策に必要な調査計画事業、整備事業等とされ、このうち調査計画事業において、大規模地震発生のおそれのある地域における農業水利施設、農業用道路(農道)等の土地改良施設について、耐震性点検を実施することなどとされており、耐震性点検として実施すべき項目は、土地改良施設の耐震性の調査とされている。

土地改良施設の耐震設計に関する一般的な内容を定めた「土地改良事業設計指針「耐震設計」(指針)によれば、現状の構造物は建設当時における耐震性能は確保していても、現時点の指針に照らして耐震性能が確保されていない可能性があるため、既設構造物が要求される耐震性能を確保しているか評価するために必要に応じて耐震診断を行うとされている。

(2) 耐震性点検の実施の経緯

耐震性点検は、東日本大震災において農業水利施設に甚大な被害が発生したことを受けて、平成23年11月に創設された震災対策農業水利施設整備事業(震災対策事業)において農業水利施設を対象として実施されていたが、農道の耐震対策が進んでおらず、これを推進させる必要があるとして、25年2月に、農業水利施設のほかに農道を含めた土地改良施設を対象として実施されることとなった。その後、震災対策事業が防災減災事業に統合されて、耐震性点検は防災減災事業において実施されることとなった(防災減災事業と震災対策事業を合わせて「防災減災事業等」)。

(3) 耐震性点検に係る調査計画事業の補助率

交付要綱等によれば、防災減災事業における耐震性点検に係る調査計画事業については、原則、国は地域の防災減災対策に必要な調査等に要する費用の100分の50を補助することとされているが、30年度までに採択される場合にあっては、東日本大震災の被害状況等を踏まえて土地改良施設の耐震対策を集中的に推進する必要があることから、その費用の全額を補助することになっている。

2 検査の結果

25年度から28年度までの間に18道県管内の75事業主体が耐震性点検として防災減災事業等により実施した業務委託契約219件(契約金額計15億2259万円、国庫補助金額計15億0422万円)を対象として、同省及び上記の18道県において検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記の業務委託契約について、受託者から提出を受けた成果品を確認したところ、18道県管内の75事業主体が実施した219件のうち、17道県管内の44事業主体が実施した141件においては、耐震性点検として、農道を構成する橋りょう、トンネル等の構造物(橋りょう等)の耐震性能を評価するために必要な耐震診断を実施していた。

しかし、13県管内の40事業主体が実施した78件においては、橋りょう等の全部又は一部について、構造物の劣化、損傷等の状況の点検、把握等(現況調査)を実施したのみであり、耐震性能を評価するために必要な耐震診断は実施していなかった。そして、上記の78件に係る特記仕様書を確認したところ、委託により実施する業務の目的として、橋りょう等の劣化、損傷等の情報を収集、記録等

することなどと記載されており、耐震性能の評価を求める内容となっていなかった。

そこで、防災減災事業等において現況調査のみを実施した理由について事業主体等から聴取したところ、その理由は、実施要綱等においては、前記のとおり、実施すべき項目が示されているのみで、農道の耐震性点検として実施すべき内容が示されていないことから、耐震性能を評価しなくても、橋りょう等の現況調査を実施すれば、防災減災事業等の対象となると判断したものなどであった。

しかし、同省によると、耐震性点検は土地改良施設の耐震性を調査することを目的としており、橋りょう等の現況調査のみを実施するものではないとしている。したがって、橋りょう等の耐震性能を評価せず、現況調査のみを実施している業務委託契約については、防災・減災対策を実施するという事業の目的に沿ったものとは認められない。

このように、前記の業務委託契約78件(契約金額相当額計4億5600万円、国庫補助金相当額計4億5230万円)について、橋りょう等の現況調査を実施したのみで、耐震性点検を実施していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 18道県 北海道、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(注2) 17道県 北海道、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、徳島、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県

(注3) 13県 千葉、神奈川、新潟、静岡、滋賀、兵庫、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、29年8月に地方農政局等に対して通知を発して、防災減災事業は土地改良施設の耐震性を調査することを目的としており、施設の現況調査のみを実施するものではないことを明確にした上で、防災減災事業の実施に当たっては、必要に応じて指針に記載されている考え方を参照するなどして耐震性点検として実施する内容を把握することにより、耐震性点検が、事業の目的に沿って適切に実施されるよう、また、防災減災事業等により現況調査のみを実施した成果品が、今後の施設の耐震性能を評価するための基礎資料として活用されるよう、事業主体に対して指導、助言等を行うことを周知徹底し、さらに、地方農政局等を通じるなどして、都道府県等に対しても同様の内容を周知徹底する処置を講じた。